令和 7 年 9 月 1 2 日 文教委員会 報告資料 6 教 育 部 指 導 課

小学校水泳授業における民間等屋内プールの活用について

1. 令和7年度の実施状況

(1) 実施校等

学校名	期間(※予定を含む)	利用施設名	移動方法
第二小学校	12/2~1/28	金田スイミングクラブ立川立飛	送迎バス
			(片道平均 10 分)
第六小学校	10/8~11/26	マイ・エス・スイミング国立	徒歩
(※R7 新規)		(※新規)	(片道平均 20 分)
西砂小学校	10/6~11/12	金田スイミングクラブ立川立飛	送迎バス
(※R7 新規)			(片道平均 30 分)
松中小学校	6/3~7/4	金田スイミングクラブ立川立飛	送迎バス
			(片道平均 25 分)
大山小学校	6/6~10/10	メガロス立川北館	送迎バス
			(片道平均 20 分)
上砂川小学校	7/8~9/18	金田スイミングクラブ立川立飛	送迎バス
(※R7 新規)			(片道平均 25 分)

(2) 実施回数・時間

体育科における水遊び ($I \sim 2$ 年生)、水泳運動 ($3 \sim 6$ 年生) については、各学年5回 (I回あたり 45 分 \sim 50 分程度) 実施する。

なお、移動時間及び着替え等の準備、片付けに要する時間は指導時間に含めないものとする。

(3) 指導内容

指導内容は、「小学校学習指導要領解説体育編(平成 29 年告示)」の内容を基本とし、実施校の年間指導計画の学習内容等を基に、実施校と事業者で打ち合わせの上、決定する。

(4) 指導体制

教職員と事業者が配置するインストラクターが、チームティーチングにより、実態に応じた効果的な水泳指導ができるよう指導体制を組んで実施する。児童を原則 20 人以下のグループに分け、各グループにインストラクターを I 名以上配置し、泳力別の水泳指導にあたる。

なお、水泳指導時間中は、他者のプール使用を禁止し、本業務の専用として使用する。

(5) 評価(令和7年度新規実施の松中小へのアンケート)

①水泳授業中の児童の様子について

● 児童が意欲的に水泳の授業へ参加していた。

- 指導者側の指示が伝わりやすく、児童が退屈せずに授業が滞りなく進行していた。
- ②児童の泳力向上について
 - 児童の泳力が向上しているように見えた。
 - 児童から「泳げるようになった」や「顔を水へつけられるようになった」など、教員へ嬉しそうの報告する様子が見られた。

③移動・着替えについて

- 移動では、渋滞に巻き込まれて、少々時間がかかってしまう様子があった。
- 着替えでは、落とし物が多く発生してしまった。
- ④インストラクターによる指導について
 - 児童にとって分かりやすい説明だった。
 - 児童の活動時間が長く確保されており、主体的に取り組みたいと思える学習環境だった
- ⑤インストラクター・事業者との連携、情報共有等について
 - 適切且つ、迅速に行うことができた。
 - スクール側の対応が早く、業務を円滑に進めることができた。
- ⑥屋内プール施設について
 - 天候に影響されず、安全に授業を実施できる点から、とても良いと思う。
- ⑦教職員の負担軽減について
 - 授業準備の時間を削減できる点から、とても良いと思う。
- 8その他
 - 主体的に参加する児童の様子や教員の負担軽減の部分から、今後も継続していただきた い。

(6) 令和6年度の実施後アンケートでの課題についての対応

- 時間帯によって発生する交通渋滞により、指導時間が短くなってしまう。対応策として、 学校で着替えを行うことで、着替えの時間を短縮し、指導時間を確保する。
- 指導後に事業者と直接話す時間を取ることができず、情報共有に課題があった。対応策として、実施までに事業者と打ち合わせを行い、準備を整える。

2. 今後の方向性等について

水泳授業における民間等屋内プールの活用については、「小学校での展開において、教育課程の編成や授業時間確保などの点で実現可能性があり、あわせて財政効果を見込める」ことから、令和5年度から2校で試行実施することを決定した。その後、令和5年度実施校での実績に基づく効果検証の結果から本取組の有効性を確認し、令和6年度に | 校、令和7年度に3校を加えた6校で実施している。

教育的効果とあわせ、財政効果を見込むうえで、学校プール施設の老朽化に伴う改修・改築を 予定している小学校から優先的に、民間等屋内プール施設での水泳授業への移行の検討を進めて きたが、全市立小学校での展開を見据えつつ、今後の方向性を次のとおり整理する。

○令和8年度の実施予定校

- ・令和7年度実施の6校での継続実施(二小、六小、西砂小、松中小、大山小、上砂川小)
- ・新たに以下の3校について民間等屋内プール施設での水泳授業に移行

第一小学校 …新たな実施施設(メガロス立川南館)まで徒歩で移動可能なため。

第五小学校 …児童数及び学級数が市内小学校で二番目に多く、また、実施施設(金田スイミングクラブ)まで徒歩で移動可能なため。

幸小学校 …学校プール施設の老朽化が著しいため。

○令和9年度以降の方向性等

令和8年度に活用を予定している4か所の民間屋内プール施設を活用し、通年(5月~翌年2月)で水泳授業を実施することにより、将来的に(令和 II 年度を目途に)市内全小学校 I9 校の民間等屋内プール施設を活用した水泳授業への移行を検討する。

あわせて、民間事業者のプール施設のみを活用することによるリスクも想定されるため、運用 面等について調整が必要ではあるが、柴崎体育館及び泉体育館のプール施設を令和9年度から活 用できるよう調整を実施していく。

3. 多摩 26 市の状況

令和6年度において、26市中 15市が民間事業者等が所有又は管理しているプールを活用した水泳指導の外部委託を行っている。

なお、多摩市は全ての小学校を対象としているが、本市を含め | 4 市は一部の学校での実施となっている。また、外部委託を行っている | 5 市のうち 7 市において、公の施設の活用がされている。